

「パートナーシップ構築宣言」

当行は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

a. 企業間の連携

Fプロジェクト（福井銀行グループ、福邦銀行グループの総称）は、お客さま理解を通じて真の課題を発見し、お客さま起点のソリューションの立案、実行、解決まで粘り強く支援します。また、行内外のネットワークを活用したM&A支援をはじめ、様々な角度から事業承継ニーズに伴走支援します。

b. IT実装支援

お客さまの経営課題やニーズに応じて最適なITコンサルティングを提供します。

c. 専門人材マッチング

グループ会社「福井キャリアマネジメント」と連携し、お客さまの経営課題に応じた「課題解決型」の人材紹介を行います。

d. グリーン化の取組

お客さまの温室効果ガス排出量削減や環境負荷低減に資する投資に対する資金支援や、脱炭素・低炭素化に向けたコンサルティングを通して、脱炭素社会の実現に貢献します。

e. 健康経営に関する取組

健康経営に従業員の活力向上につながる重要な経営戦略と位置付け、健康増進施策に関する意見交換やノウハウの提供により、お客さまの健康経営の実現に取り組めます。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費や

エネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを 60 日以内とするよう努めます。

③知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

「F プロジェクト Vision 2032」に掲げた通り、職員・お客さまの多様なチャレンジに伴走し、職員の成長や働きがい、お客さまの事業成長や資産形成、地域の活力など、地域で生み出された価値（地域価値）が循環しながら拡大する「地域価値循環モデル」を実現し、地域の持続的発展に貢献してまいります。

2022 年 9 月 9 日

（2024 年 8 月 30 日 「1.e. 健康経営に関する取組」追加に伴う変更）

株式会社福井銀行

代表執行役頭取 長谷川 英一